

## 令和元年広川町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和元年9月12日（9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	税務課長	野中洋太
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	吉住政子	建設課長	樋口信吾
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	協働推進課長	藤島達也
政策調整課長	丸山信夫	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	酒井和哉	代表監査委員	井上俊明
住民課長	坂本幸枝		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	山村広治		

10. 議事日程

- 日程第1 認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
- 日程第9 報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第10 報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第11 同意第2号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意について
- 日程第12 同意第3号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について
- 日程第13 同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意について

- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第36号 広川町印鑑条例の一部改正について
- 日程第16 議案第37号 広川町人権擁護に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第38号 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第39号 広川町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第40号 広川町下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第41号 平成30年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について
- 日程第21 議案第42号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第43号 令和元年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第44号 令和元年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第45号 令和元年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第46号 令和元年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第47号 令和元年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第48号 令和元年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7．認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定についてまでは平成30年度各会計の決算の認定でありますので、これを一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．認定第1号から日程第7．認定第7号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

平成30年度分の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、7月10日から8月27日まで井上代表監査委員、梅本監査委員に審査をお願いし、決算審査意見書の提出をいただいております。今回の議会において、その認定をお願いしようとするものです。

本日は決算審査の報告を賜るために両監査委員に御臨席いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は147ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

一般会計の歳入総額は7,592,811,622円、歳出総額は7,168,218,027円、差し引き額424,593,595円となっております。

このうち令和元年度に繰り越すべき財源が235,922千円ございますので、実質収支額は188,671,595円の黒字決算となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書き及び広川町財政調整基金条例第2条第1項の規定により、財政調整基金へ19,000千円の積み立てを行いましたので、令和元年度へ繰り越した純繰越金は169,671,595円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算書2ページ以降に歳入歳出それぞれの款項別集計表、事項別明細書を、148ページ以降に財産に関する調書を、151ページに基金運用状況調書をおつけしておりますので、御確認ください。

続きまして、認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書169ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額が2,479,034,205円、歳出総額が2,409,210,918円で、歳入歳出差し引きが69,823,287円となりました。実質収支額及び令和元年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、170ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書178ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額268,052,441円、歳出総額259,602,901円で、歳入歳出差し引きが8,449,540円となりました。実質収支額及び令和元年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書184ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額924,579円、歳出総額87千円で、歳入歳出差し引きが837,579円となり、実質収支額、令和元年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、185ページには財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書192ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額20,936,105円、歳出総額18,469,151円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額及び令和元年度への繰越金が2,466,954円となりました。

なお、193ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書203ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額611,848,963円、歳出総額511,243,103円で、歳入歳出差し引き額が100,605,860円でございます。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

なお、204ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定について御説明いたします。別冊となっております水道事業会計決算書の10ページをごらんください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は377,635,315円、支出決算額は309,631,791円となっております。

当期純利益につきましては、12ページの損益計算書に記載のとおり、61,782,885円で、前年度繰越利益剰余金309,978円を加えた62,092,863円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、11ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が23,673,600円で、支出が143,681,271円となっております。

以上、認定第1号から認定第7号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

ここで、監査委員に出席していただいておりますので、決算審査の結果報告をお願いいたします。井上代表監査委員。

#### ○代表監査委員（井上俊明）

皆さんおはようございます。平成30年度広川町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、さきに審査に付されました平成30年度の各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書などについて、梅本監査委員とともに関係職員の説明を求め、内容の検討を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されており、計数は諸書類と符合し、正確であり、決算は適正であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、各基金の設置目的に従い、適正に運用され、計数も正確であると認めました。

審査の方法及び決算状況などの詳細につきましては、お手元の審査意見書に記述をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、総計決算の概要を申し上げます。

一般会計及び5件の特別会計の歳入総計決算額は10,973,607,915円、歳出総計決算額は10,366,831,100円で、差し引き額が606,776,815円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源235,922千円を差し引いた実質収支は370,854,815円の黒字となっております。一般会計は実質収支188,671,595円の黒字であります。

次に、特別会計の状況でございますが、5つの会計の実質収支は全て黒字となり、その総額は182,183,220円であります。

国民健康保険特別会計につきましては、運営主体が福岡県へと変更されたことに伴い、一般会計からの繰り入れが行われ、累積赤字が解消されております。

また、下水道事業特別会計につきましては、令和元年度から地方公営企業法が適用されることとなったために、3月末での打ち切り決算となっております。

次に、一般会計の歳入歳出の状況を見てみますと、歳入では自主財源の根幹である町税については、個人町民税は増加しておりますけれども、法人町民税や評価がえに伴う固定資産税の減少などに伴い、前年度に比べて1.5%の減収となっております。

また、歳入全体では、基金からの繰入金や諸収入が増額になったものの、普通交付税、国庫支出金、町債などが大幅に減少したため5.9%の減となっております。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金や災害復旧事業費が増額となっておりますけれども、特定目的基金への積立金の減少や下広川小学校改築事業が終了したことなどに伴い、全体で5.8%の減となっております。

予算については重点的に配賦され、その執行についても、財源確保や経費節減の努力により効率的な事業遂行がなされていると認められました。

次に、水道事業会計の決算につきましては、収益的収支においては61,782,885円の純利益が計上され、資本的収支は120,007,671円の不足額が生じ、過年度損益勘定留保資金により補填をされております。

今後も漏水対策など、長期にわたり多額の財源を必要とする事業に備えるために、財政計画に基づいた事業の遂行とともに、経費節減に取り組み、安全な水の供給に努められるよう望みます。

それから、財政健全化法に基づく財政健全化の審査結果であります。財政健全化法に基づく判断比率や普通会計の財務指数を見ますと、財政力指数は0.64で前年度に比べ0.02ポイントの増となっておりますが、地方交付税の減少など、経常一般収入の減に対して、公債費などの経常経費の増加に伴い、経常収支比率は95.3%で5.2ポイントの増加となっております。財政構造の弾力性が失われつつあります。また、実質公債費比率は0.6ポイント、将来負担比率が7.7ポイントの増となっておりますが、下広川小学校などの普通建設事業に伴う起債の影響などによるものであります。

国が示している健全化基準に比べれば、かなり低く、健全な数値でありますけれども、これからの庁舎改築をはじめとするハード事業、地方創生に伴うソフト事業、また新たな福祉事業などに対応するために、今後も多額の財源を必要とすることが予想されます。投資すべきところにはしっかりと投資をしていくことが必要であります。計画性を持った財政運営に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、先月、8月28日は近年にないほどの大雨となり、それぞれの立場で大変な状況の中でその対応に当たられてきたことと思います。また、被害に遭われた方に対し

ましては心からお見舞いを申し上げたいと思います。

近年はいつ、どこで、どのような大きな災害が発生するかわからない状況にあり、毎年、大規模な地震や猛烈な強さの台風による被害が頻繁に発生をしております。災害をなくすということは不可能なことでありますが、災害の軽減と災害時の町民の皆さんの安全確保のためにも、地域の皆さんとともに防災に関する協議を重ね、災害への備えを充実することにより、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに御尽力賜りたいと思います。

以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時47分 休憩

午前9時48分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案については、11人の委員で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、11人で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計等決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計等決算特別委員会の委員は、お手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

#### 日程第8 報告第5号

○議長（野村泰也）

日程第8. 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてでございます。  
議案書8ページをお願いします。

報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条並びに第22条の規定により、9ページのとおり報告を行うものです。

監査委員の意見書につきましては、10ページから12ページにおつけしております。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

それでは、報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について御説明させていただきます。

議案書の9ページ、報告第5号の別紙をごらんください。

健全化判断比率の平成30年度分の算定結果について御説明申し上げます。

実質赤字比率の対象である町の普通会計の決算は黒字であり、また、連結先の特別会計も黒字となっております。公営企業会計の資金剰余金もあるために、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。

実質公債費比率は、交付税で財源措置される額を除く実質的な公債費の負担比率を過去3年間の平均値で算定するもので、平成30年度決算分の算定結果は7.3%であり、前年度の6.7%より0.6ポイント上昇をしております。

将来負担比率については、借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したもので、平成30年度の算定結果は11.8%となり、前年度より7.7ポイント上昇をしております。

4つの健全化判断比率は、表右欄の早期健全化基準をいずれも下回っており、この比率上の財政状態は健全であることをあらわしていますが、実質公債費比率、将来負担比率が前年度よりも上昇しております。次年度以降もやや上昇傾向が続くものと考えております。

次に、下段の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金剰余となりましたので、資金不足はないという算定結果になっております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり審査意見書を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の報告については、報告のみにとどめたいと思います。



## 日程第9 報告第6号

### ○議長（野村泰也）

日程第9. 報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございますが、内容につきましては、教育委員会次長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

### ○議長（野村泰也）

教育次長。

### ○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について説明させていただきます。

14ページの専決処分書をごらんください。

---

### 専決第4号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、下記のとおり専決処分する。

令和元年7月29日

広川町長 渡邊 元喜

- 
- 1、事件発生日時ですけれども、令和元年5年14日火曜日、11時20分ごろです。
  - 2、事故発生場所、八女郡広川町大字広川1416番地、下広川小学校旧正門付近。
  - 3、事故の相手方につきましては、久留米市内の法人でございます。
  - 4、事故の状況につきましては、下広川小学校校員が旧正門付近を草刈り機で除草作業中、隣接する県道久留米筑後線に信号待ちで停車中の相手方の車両の左後部座席窓を飛石により損傷させたものでございます。
  - 5、和解の要旨につきましては、町側の過失割合を10割とし、損害賠償額20,482円を事故の相手方に支払うものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

## 日程第10 報告第7号

### ○議長（野村泰也）

日程第10. 報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

住民課長。

### ○住民課長（坂本幸枝）

報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

16ページ、専決処分書をごらんください。

令和元年6月20日に損害賠償額が決定し和解いたしましたので、報告をいたします。

内容は、事故発生日時、平成31年4月3日水曜日、午後1時45分ごろ。

事故発生場所は、八女郡広川町大字新代623番地2先路上。

事故の相手方につきましては、広川町在住の方です。

事故の状況ですが、本町職員が運転する公用車が、上記道路で相手方車両と離合する際に接触をしまして、公用車、相手方ともに右側ドアミラーを破損したものです。

和解の要旨ですが、過失割合を町5割、相手方5割とし、町の損害額11千円及び相手方の損害額10,188円について、過失割合に応じ、互いに損害賠償額を支払うものといたします。

なお、お互いの損害賠償額を相殺した406円を町が相手方より受け取るものです。

以上です。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

## 日程第11 同意第2号

### ○議長（野村泰也）

日程第11. 同意第2号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

同意第2号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてのお願いでございます。

広川町公平委員会委員として下記の者を選任したいので、町議会の同意を求めるということで、住所が福岡県八女郡広川町大字水原、氏名、原野昌一さん。

提案理由、広川町公平委員会委員、本多啓一氏の任期が令和元年9月27日をもって満了するので、その後任者の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により町議会の同意をお願いするものでございます。

人物につきましては、全員協議会で説明をいたしましたとおりでございますので、どうか同意、承認をよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。

同意第2号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第12 同意第3号

**○議長（野村泰也）**

日程第12. 同意第3号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

同意第3号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてでございますが、広川町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、町議会の同意を求めます。

令和元年9月6日提出ということで、住所が八女郡広川町大字川上、氏名が雨森はつね。

提案理由、広川町固定資産評価審査委員会委員、雨森はつね氏の任期が令和元年9月30日をもって満了するので、引き続きその後任者の選任について、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意をお願いするものでございます。

人物につきましては、先日の全員協議会で皆さん方にお話をしたとおりでございますので、どうか同意、承認をよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第3号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13 同意第4号

○議長（野村泰也）

日程第13. 同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてのお願いでございます。

広川町教育委員会委員として下記の者を任命したいので、町議会の同意を求めるということで、住所が八女郡広川町大字一條、氏名、野口大樹。

提案理由、広川町教育委員会委員、坂本充則氏の任期が令和元年11月13日をもって満了するので、その後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意をお願いするものでございます。

人物につきましては、この方も先日の全員協議会で説明したとおりでございますので、どうか同意、承認よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第4号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第14 諮問第1号

##### ○議長（野村泰也）

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてのお願いでございます。

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、町議会の意見を求める。

住所が八女郡広川町大字広川、氏名、山下俊子。

提案理由、本町の人権擁護委員である山下俊子氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるので、引き続きその後任者として推薦するものでございます。

人物像につきましては、この方についても先日の全員協議会で説明をいたしておりますので、どうか推薦について御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

##### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

##### ○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

#### 日程第15 議案第36号

##### ○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第36号 広川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

議案第36号 広川町印鑑条例の一部改正についてのお願いでございます。

標記の条例案を別紙のとおり提案するというので、提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正により、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（坂本幸枝）

広川町印鑑条例の一部改正についての説明でございます。

今回の改正ですが、現在、社会において、旧姓——結婚前の氏を使用しながら活躍する女性が増加する中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、申請されました住民に限り、住民票や個人番号カード等に旧氏を現在の氏と並べて記載できることとなります。これに伴いまして、旧氏の印鑑登録も可能にし、住民票と同様、印鑑登録証明書に旧氏を併記するようにするための条例改正となります。

今回は住民票に旧氏を記載可能にするための住民基本台帳法施行令一部改正に伴い、総務省から市町村の印鑑登録事務について旧姓記載等に対応するための印鑑登録証明事務処理要領の改正通知によりまして、通知の表記に沿って町の印鑑条例を改正するものとなります。

また、今回の改正ですが、条例中の送り仮名等の表記の整備と総務省の印鑑登録証明事務処理要領の文言の表記に合わせるための条項も整備しております。

それでは、26ページの印鑑条例の新旧対照表をごらんください。

第2条です。「本町に住所を有し、」を削りまして、「」により記録されている者は」を「。以下「法」という。）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者は」に改めるものですが、これが総務省通知によりまして改正となります。

以後、同じ26ページの第4条、27ページの第7条、29ページの第13条、30ページの第17条が総務省通知による改正となります。

続きまして、第3条中「受けようとする者」の次に「（以下「登録申請者」という。）」を加え、「みずから」を「自ら」に改め、同条に次の1項を加えるというものですけれども、この第3条には送り仮名等の表記の整理をしております。

これは、その以下、第4条と27ページの第7条、28ページの第9条、第10条、29ページの第13条、30ページの第19条に用語の整理をしておるところです。

その下、「2 登録申請者は、病気その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。」というものですけれども、これは条項の整備となります。

条項の整備につきましては、第3条と第7条から第16条、それと第18条、第20条を整備しているところです。

これまでの印鑑登録証発行業務に支障はありませんでしたけれども、今回の国の事務要領の文言に合わせてさせていただくものとなります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第36号 広川町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第37号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第37号 広川町人権擁護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第37号 広川町人権擁護に関する条例の一部改正についてのお願いでございます。

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

提案理由、部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、協働推進課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

議案第37号 広川町人権擁護に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、それに伴い、福岡県では平成31年に福岡県部落差別の解消の推進に関する条例を制定しております。広川町では部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、町民一人一人の参加による人権擁護町の建設を目指し、もって差別のない明るく住みよい広川町の実現に寄与することを目的とする広川町人権擁護に関する条例が制定されておりますので、広川町人権擁護に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案書35ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、題名でございますが、題名に「部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす」を加えまして、題名を「広川町部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護に関する条例」に改めるものでございます。

第1条に「の理念、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念」を加え、「障害者、女性、いじめ等の」及び「（以下「あらゆる差別」という。）」を削ります。

第2条で「、国及び県と適切な役割分担を踏まえ、連携を図り」を加えるものです。

第3条では、「尊重し」の後に「、部落差別をはじめ」を加え、「協力するとともに」を「協力し」に改め、「自らも」の後に「部落差別をはじめ、あらゆる」を加えるものでございます。

第4条第1項では、「擁護し」の次に「、部落差別をはじめ」を加え、第2項では「、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに」を加えます。

第5条を新たな条としまして、「（相談体制の充実）」とします。「第5条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。」を1条加えるものでございます。

第6条では、見出しに「教育及び」を加えております。

第7条では「町は」の次に「、部落差別をはじめ」を加えております。

34ページをお願いします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

#### ○12番（江藤龍彦）

この条例の改正について一番疑問に思うのが、人権の中でも特に部落差別をはじめという言葉が何回も出てきますが、現状として部落差別がますますひどくなってきているのかどうかですね。現状としてそういうことがあるのかどうか。また、私は何回も言っておりますが、その人権問題の中で特に部落差別を取り上げて、人権同和という言い方もあるんですが、なぜそのような並列した言い方をするのかですね。ここではわざわざ障害者とか女性、いじめ等のそういう言葉も削るといことですが、なぜこのような改正が必要なのか、改正の要求がどこから出ているのか、本当にわかりませんが、その辺をお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

協働推進課長。

#### ○協働推進課長（藤島達也）

今度、平成28年にできました部落差別の解消の推進に関する法律の中で、今なお部落差別が残っているということが明らかにされているものでございます。現在、まだ部落差別に関しましても、近隣市町村では落書きによる差別事象、また、インターネットによる差別事象等が発生しております。また、部落差別による土地差別事象等が現在発生しているものでございます。

あと、今言われましたように、部落差別が現存しているという中でこういう法律ができましたことに鑑みまして、県におきましても条例を制定しております。広川町におきましては、人権擁護に関する条例の中で、もともと部落差別の解消が目的とされておりましたので、そちらで改正を行うものでございます。

あと、女性差別などの文言を削るといことと、女性差別とか障害者差別とか、そういうものにつきましては、国が世界人権宣言の中での条約等でいろいろな条約に日本が批准しております。また、法務省が出しております差別の主要課題につきましては16の主要課題がございしますが、その中には女性差別や障害者差別、子供の権利とかH I V、ハンセン病、いろいろな人権課題がありますので、それら全部の差別事象を網羅することとして、あらゆる差別ということに統一させていただきました。

以上でございます。



○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

法律とか県の条例が制定されたからという話ですが、この法律についても唐突に出てきた印象がありまして、またこれにも附帯決議がつけられていると思います。そして、この条例は広川町の条例ですからね、その辺を考えるべきだというふうに思うんです。

学校教育においても、これまで人権教育ということで何十年も続けられてきたと思いますけれども、人権教育を受けて育ってきた、またその方が親になって人権意識は育っていなかった、部落差別がまだ意識としてあると、そういうことなんですか。教育効果がなかったということでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

学校教育の中でも、ずっと教育課題として人権教育を行ってきております。また、国が示しましたように、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等でも人権教育を行ってきておるところでございますが、その中でもやっぱりいまだに差別が残っていると。あと、2002年に同和対策の特別措置法が切れましたことにより、学校での部落差別というようなことでの授業の中には人権の問題として組み込まれたわけでございますが、その中で、やっぱり授業の中で習っていない子供たちがインターネット等でそういう部落差別とか同和とかいう言葉を耳にしたときに、学校で同和問題として正しく授業を受けていないということが現在も部落差別を残す要因の一つではないかと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

ちょっと一、二点、確認の意味がありまして、お尋ねします。

第1は、ここに従来あった「障害者、女性、いじめ等の」というようなところを削って、「あらゆる差別」というふうにくくりにしてしまった。もちろん一番最初の頭に「部落差別をはじめ」というのが出てきますが、これは当然のことだと思います。ところが、その次に続く文言を削除して、くくり「あらゆる差別」というふうに、一面言えば、ぼかしてしまった。この辺にちょっと私は疑問を感じております。

というのは、やっぱり法律や条例というのは具体的に明記されるべきものであると思いますし、それをくくりにしてしまったらぼけてしまう。そういう懸念をしておるわけですが、いわゆる条例案について、これは関連するところといえば、人権擁護委員の方たち——これは委員会じゃないでしょう。人権擁護委員のいわゆる協議会みたいなのがあると思いますので、そういうところでのすり合わせというか、意見聴取等は、ヒアリング等はされておるのでしょうか。その点をお尋ねします。そこで出た意見があればお聞かせください。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

「あらゆる差別」ということで、法務省が示します人権課題につきまして16の課題がございまして、どの人権問題が特に重要なんだという順列をつけるためには全て書かなくては行けないかということもちょっと議論しまして、「あらゆる差別」ということでさせていただきますました。

この条例の改正につきましては、人権擁護委員の先生方と教育委員会の人権・同和教育係と協議を行いまして、これからの相談体制につきましてのことや教育啓発に対する今後の進め方、また、人権擁護委員さんたちも交えたところでの教育啓発の推進について協議を行っておるところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

そしたら、意見はほとんど出なかったという話ですね。人権擁護委員の会合というのも、特にこういう問題というのは、いわゆる立場が変われば評価は随分と分かれるわけですから、そこでそういう議論がほとんどなかったというのも、ちょっといかなもんかなという気がします。

問題は、やっぱりそういう法務省が一応指定していると言ったら、指定という言葉が適当かどうかわからんけれども、人権問題に関する課題、対象となるのが16ぐらいあるということだと思いますが、その最たるものが部落差別であると、それは全く認識は一緒なんですね。ところが、その16課題等については、どこかで明記されておくべきではないかなという気がするんですね。

それで、1つお尋ねするんですが、この条例について、いわゆる施行規則か何か別に設けられますか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

今のところはちょっと設けておりません。

**○議長（野村泰也）**

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

ちょっと補足いたしますけど、今回の条例改正によって部落差別というものが現実に明確に存在するんだというようなことと、この条例に基づく取り組みというのを具体化していきたいと思います。そのための第1弾としては、現在、広川町に人権に関する規定、あるいは方針というのが制定当時から随分変わらずにきておりますので、そのような人権に関する規定を検討委員会——構成メンバーとかはまだ決めておりませんが——を設けまして、そのような見直しを図るということにまず着手したいと思います。施行規則というのはありませんけど、条例と関連するさまざまな規定というのが当然ありますので、その見直しというものにまず着手したいというふうに考えております。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

最後です。今、副町長の答弁にあったように、これに関連する施行規則があるかという私はお尋ねしたんですが、できればあったほうがいい。そういう中で、もっと具体的に細目を詰めたことを明記してほしいと。ただ、そこに今後関連するいろんな各種の規則等について整備を、見直しをとということでございますので、それは大いに期待したいと思います。ぜひその辺は具体的に取組まないと、いわゆるお題目だけ唱えても、やっぱりだめだと思いますので、その辺、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

今、佐々木議員から言われましたように、この条例改正だけに終わらず、この条例についてのいろいろな詳細な計画なり推進について実施していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

私は所管の委員会で説明を受けまして、所管の事業についての質問は控えろということでございますが、この条例について、この条例が施行されて町民の方々に知らしめるときに、「あらゆる」という言葉に私は非常にひっかかった部分があるんです。あらゆるということは全てだろうということでございますので、町民の方々はどう理解をしたらいいかと非常に迷うと思うんですよ。ですから、あらゆると全ては同じだろうと私は理解するんですが、あらゆるということをつげなくてはいけないんだろうかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

あらゆる差別ということで、今言われましたとおり、全ての差別と一緒にになりますが、先ほどから申しております法務省が示します主な人権課題、16課題を今上げておりますが、それもでございますが、全てのあらゆる差別について、この人権擁護に関する条例の一部改正で取り組んでいきますという意味でございますので、いろいろな全て、あらゆる差別に対して対応していきますということでございます。

**○議長（野村泰也）**

よろしいですか。8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

例えば、あらゆる、全て、先ほどいろいろ説明がありましたが、大体どういうふうなことが想定されるんですかね。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

ここに女性とか、障害者とか、いじめとか書いてあります。しかし、このほかにもいろんな差別があります。例えば、外国人の問題とか、男性でも差別を受けていることもあります。ですから、そういうのを網羅するためには、あらゆるが一番適当なのかどうかは別として、全ての差別を網羅するようなことをあらゆるということで表現をしたというふうに思います。それが一つ一つを明記していかなければならないかということになりますので、やっぱり人権擁護のための全ての差別がなくなるようにという思いでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

議案第37号に反対の討論をいたします。

住民の人権が守られるというのは当然重要なことであります。しかし、この条例改正案は余りにも住民の意識とかかけ離れているのではないかと思います。人権問題について、なぜ部落問題をいまだに特別な問題にする必要があるのでしょうか。改正案では「部落差別をはじめ」云々と何度も何度も並べ立ててありますが、私にはその意味がわかりません。町で部落差別と言われる事象がどのようにひどくなっているのか、わかりません。

私は権力を持った者が人々を支配するために身分制度をつくって、差別が生まれる仕組みができたことを知っております。その中でも、部落差別は大変過酷なものがあつたと認識をしています。それは劣悪な環境のもとに住居が制限されたとか、結婚するとき、なぜかわからないが反対されることがあつて結婚できなかったとか、職業の選択が自由にできなかったことなどなどであります。

しかし、時代の発展とともに、人権意識の高揚、人権尊重の運動、差別撤廃の意識が進んで、この同和問題については解消するための活動やハード面での改善が進んできました。国は年限を限った特別措置法によりまして、予算を組んでハード、ソフト面で差別の解消を図ってまいりました。その結果、これ以上の事業を続けることは、かえって問題解決の妨げになるとして法的にも終了したものであります。その結果、部落差別終結の宣言をする自治体さえ生まれてきました。しかし、なぜか突然また新しい法律がつくられたわけであります。

これは私は理念法というふうに理解しております。今なぜこのような法律や条例が出されてくるのか、理解に苦しみます。国民を差別する人、差別される人と分けるわけでしょうか。国民を分断しようとする意図があるのではないかとさえ思います。

人権尊重のための法律や条例は必要ですが、このように現状に合わない条例改正案には反対をいたします。

○議長（野村泰也）

次に、賛成者の発言を求めます。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

私はこの条例制定に賛成の討論をいたします。

私は法律にもありますように、「部落差別をはじめ」というようにありますとおり、やはり部落差別という言葉が入っているから、どうも反対の方もいらっしゃるようでございますが、私はこれを入れておかなければならん、そのように思います。

なぜかといえば、多くの運動体、あるいは教育に携わる人たちの全国研究集会等が毎年あっておりますが、私はその毎年の報告書に目を通してきました。そういう中で、そこに特記されておることは、やはり部落差別という事象が根強く残っておる。そのことをどなたも強く書かれております。報告されております。そういう中で、まず本当に、いわゆる見えにくい分野ですけれども、広川町に現在、きのうきょう問題がないからということではなくして、やはり我々の身近なところにもそういう懸念はたくさんあると、そういう認識を私は持っております。

ですから、市町村における条例制定は県下でもまだ数が少ないと思いますが、やはりそういうものに広川町が率先して他に先駆けて取り組むということは姿勢を表明することの一つであります。これから先も、しっかりとこの部落差別をはじめとする人権問題について取り組んでいくと、啓発を進めていくと、そういうことを強力に推進していただきたい。

そういう立場から賛成をいたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第37号 広川町人権擁護に関する条例の一部改正についてを採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第38号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第38号 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第38号 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、消費税率及び地方消費税率の引き上げにより、本条例を一部改

正しようとするものでございます。

内容、詳細については、環境衛生課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願  
いいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

議案第38号 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明いたし  
ます。

議案書39ページ、新旧対照表にて御説明いたします。

10月1日からの消費税、地方消費税の増税に伴い、条例第22条関係の別表第1中、し尿汲  
取手数料につきまして、現行の「216円」を「220円」に改正するものでございます。

38ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和元年10月1日から施行するとし  
ております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍  
彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

まず、私どもはこの消費税率の引き上げに反対しておるわけですが、この条例改正案以外  
にもあと何本か消費税関係の改正が出てくるようです。

一般質問のときも申し上げましたが、この消費税というのが、特に低所得層にとって生活  
を直撃する大変な税金だというふうに認識しております。

質問ですが、何か私も今さらながらという気もするんですが、し尿くみ取りという仕事、  
これは町の一般廃棄物処理の事業として町の仕事でしょうかね。ところが、ここにごみ袋の  
改正は上がっておりませんが、し尿くみ取りについては業者の方に直接払いますよね。  
ごみ袋の代金というのは町の歳入として上がってきますけれども、このし尿くみ取りの料金  
が町の歳入としては上がってこない。その仕組み、システムといいますか、どうなっておる  
のか、ちょっとそこが今さらながらわからなくなりましたけど。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

し尿くみ取りにつきましては、御承知のとおり、広川衛生社のほうに許可を出しておりま  
す。当然その許可を出した上で、町のほうで定めている条例の限界を超える以上の手数料と  
いうのは取ることができなくなっていますので、その条例に基づいたところで、し尿手数料  
は広川衛生社のほうの収入として取っていただいて、それに伴う消費税については広川衛生  
社のほうが地方消費税を払っているというような状況でございますので、今回、し尿くみ取  
り手数料の分については、消費税の増税に伴って改正をお願いするものでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

そうすると、このくみ取りの料金を引き上げないと業者に負担がかぶさるということですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

そのとおりでございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

今回、ごみ袋のほうに関しては値上げがあっておりませんが、やはり大量仕入れ時には2%でもかなりの額になってくると思います。現在、在庫があるからとか、そういう考えでならまず大丈夫かと思っておりますけれども、またこの機会にごみ削減の一環としてごみ袋の値上げ等を行っている地方自治体もかなりあると聞いております。その辺、ごみ袋の据え置きに関してはいろいろ意見が出なかったのかどうか、確認したいと思います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

ごみ袋の料金の改定につきましては、これは八女西部のほうで一緒にやっていますので、ほかの市町村とも協議を行っています。

今回については、どこの市町村でもごみ袋については値上げというのは考えていないと。ただ1点、筑後市さんのほうが、できるかどうかはわかりませんが、ごみ袋の大きさを変えたいというような話も聞いております。しかしながら、今のごみ処理の現状を見たところ、皆様の御協力によって一定減量化とかやっていますので、横ばい状態の中で、この指定袋の料金について今回値上げをするというような話は行わないということで、ほかの市町村とも協議したところで、うちのほうとしてもやらないということで検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。8番神山章憲君。

○8番（神山章憲）

ちょっとこれと関連するか何かわからんけれども、今、受託の吉永商店さんのごみがあるでしょう。あれは燃料代も10%になるし、いろいろあろうけれども、これは年間契約をしておるから今度は上げないということなんですかね、どうですかね。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

吉永商店さんについては5年間の契約を結ばせていただいて、当然、10月から消費税がございまして、消費税分については変更するという形で、当初予算の中では10%相当という

ことで予算をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第38号 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第39号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第39号 広川町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第39号 広川町水道事業給水条例の一部改正についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、環境衛生課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第39号 広川町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の44ページ、新旧対照表をお願いします。

これにつきましても、消費税の増税に伴いまして、別表第1、加入金、それから別表第2、水道料金につきましても、それぞれの各表のとおり、増税分に伴いまして増額の改定をお願いするものでございます。

43ページに戻っていただきまして、附則第1項に施行期日を10月1日、第2項に経過措置をうたっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番池尻浩



一君。

○5番（池尻浩一）

まず、営業用、工業用の町における定義というものがありませんでしたら御説明願います。

もう一つ、「工業用については、工業団地企業の1月の使用量をもって、企業ごとに」とありますけれども、まず、これは工業というものの基準となるものか、これが町全体の工業事業者に全てこの基準で渡されるのか、あくまでもこれは工業団地企業ということですので、工業団地内ということになるのか、その点をお願いします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

まず、一般用と営業用とあり、一般用というのは家庭用ですね。それ以外について営業用ということをお願いしています。

ただ、工業用については、中核工業団地のみでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

ちょっとお尋ねですけど、これは広川町が筑後市と久留米市もあるけん、これも同等のようにそちらのほうでされていくんですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

済みません、ちょっと久留米、筑後がどうなっているか、これは多分、筑後市の分については定額があって、消費税分については外税という形にされていますので、当然、消費税が上がったら上がられると思います。一條の分については筑後市から直接取られて、久留米市の分については広川町が徴収して久留米市に納めておりますので、藤田の分についてはうちのほうで徴収になりますので、この料金が適用されます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

水道料金も直接生活にかかわってくるわけですが、水道水の本体の料金を引き下げて、消費税が上がっても消費者の負担増にならないような方法はとられないもんですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

水道の買い入れのほうについては企業団のほうから町のほうが購入させていただいているわけですが、企業団のほうについての増額というのは今のところなされないだろうという形で言われております。しかしながら、町としては、この消費税をいただいて、町は消費税を納めなくてはなりませんので、この分についての御負担はお願いしたいということで今回改

正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号 広川町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第40号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第40号 広川町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第40号 広川町下水道条例の一部改正についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、これも消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、環境衛生課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第40号 広川町下水道条例の一部改正について御説明いたします。

議案書48ページ、新旧対照表で御説明します。

これにつきましても、消費税等の増税に伴いまして、別表中の基本使用料及び超過料金について増税分の増額を改定するものでございます。

47ページに戻っていただいて、附則第1項に施行期日を10月1日、第2項に経過措置をうたっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

水道料金と同じような引き上げということになりますが、水道料金についても、広川町は県内でも——町より高いところはもちろんありますが、比較的水道料金も高い位置にあるんじゃないかと思いますが、この下水道の使用料については、県内近隣市町村と比較してどのような位置にあるか、もしわかればお知らせください。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

済みません、今、情報を持ってきていませんので、後ほど御提示したいと思います。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号 広川町下水道条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第41号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第41号 平成30年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第41号 平成30年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてのお願いでございます。

議案書49ページをお願いします。

議案第41号 平成30年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づいて水道事業会計の決算剰余金の処分を提案するものです。

決算剰余金処分につきましては、議案書50ページのとおり、当年度未処分利益剰余金62,092,863円のうち62,000千円を処分し、その全額を建設改良積立金に積み立てするものです。残金92,863円につきましては、翌年度繰越利益剰余金とするものです。

以上のとおり利益処分案を提案いたしますので、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

1点確認させてください。

今回62,000千円の建設改良積立金への積み立てということでございますが、決算書を細かく見てくればよかったですけれども、今までの建設改良積立金と今回62,000千円加えることによって平成30年度末の建設改良積立金の総額というのは幾らになるのでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

済みません、ちょっと今、資料を持ちませんので、後でお知らせすることでもいいですか。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

後でお知らせいたします、それはよかですけど、これは質問ですよ。それならば、もうわかりました。それでいいですけど、午後、全協が予定されておると思いますので、全協の中でそれをはっきり示してください。

**○議長（野村泰也）**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第41号 平成30年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第42号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第42号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第42号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に34,662千円を追加し、予算総額を7,810,664千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、情報セキュリティ対策基準改定及び監査支援業務委託料ほか3事業について債務負担行為の追加をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、臨時財政対策債につきまして限度額の増額をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

9款1項. 地方特例交付金は交付額の決定により6,693千円、2項. 子ども・子育て支援臨時交付金は交付見込み額5,663千円、10款1項. 地方交付税は普通交付税の交付額決定により84,946千円をそれぞれ増額計上しております。

今年度の普通交付税の交付決定額は1,324,946千円となっており、前年度と比較すると約2.82%、36,320千円の増となっております。

12款2項. 負担金は子ども子育て支援施設利用者負担金40,652千円を減額しております。

14款2項. 国庫補助金は幼児教育無償化給付国庫補助金など8,770千円、15款2項. 県補助金は荒廃森林再生事業費補助金など6,800千円、17款1項. 寄付金は民生費寄付金500千円をそれぞれ増額計上しております。

18款1項. 基金繰入金は財政調整基金繰入金140,236千円を減額し、公共施設整備基金繰入金を13,769千円増額しております。

19款1項. 繰越金は平成30年度決算の確定により69,671千円、20款4項. 雑入は91千円をそれぞれ増額計上しております。

21款1項. 町債は臨時財政対策債発行可能額の決定により18,647千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正について御説明いたします。

今回の補正予算では、現在の職員の配置状況に合わせて、特別会計への繰出金、補助金を含む職員人件費等の補正を行っております。

1款1項. 議会費、2款2項. 徴税费、6款1項. 商工費、7款1項. 土木管理費、2項.

道路橋梁費、5項。下水道費、9款5項。社会教育費は職員人件費に係るものをそれぞれ計上しております。

また、2款5項。統計調査費、9款3項。中学校費は予算の組み替えを行っております。

2款1項。総務管理費は新庁舎建設に係る委託料など17,748千円、3項。戸籍住民基本台帳費は住基ネットハードウェア保守委託料など865千円をそれぞれ増額計上しております。

3款1項。社会福祉費は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金など4,287千円、2項。児童福祉費は子育てのための施設等利用給付費など3,564千円をそれぞれ増額計上しております。

4款1項。保健衛生費は福岡県麻しん風しん予防接種助成事業を増額しておりますが、全体では2,326千円を減額計上しております。

5款1項。農業費はダム会計への繰出金など10,188千円、2項。林業費は荒廃森林再生事業費など2,398千円をそれぞれ増額計上しております。

9款1項。教育総務費は幼児教育無償化給付事業など2,231千円を増額計上しております。

4ページをお願いします。

10款1項。農林水産業施設災害復旧費は7月の豪雨災害に伴う復旧工事費として1,500千円を増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

政策調整課長。

#### ○政策調整課長（丸山信夫）

令和元年度広川町一般会計補正予算（第3号）について、全体の職員人件費の補正について説明いたします。

歳出のうち各項目に計上しております職員人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の組み替えが主なものでございます。

一般会計の給与全体の組み替えにつきましては、30ページの給与費明細書のとおりです。御参照ください。

また、特別会計等においても、人事異動等に伴う人件費の補正を行っており、それに伴い、各会計への支出する繰出金等の補正を行っております。

なお、職員人件費に関する各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

総務課長。

#### ○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課、会計室関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

情報セキュリティ対策基準改定及び監査支援業務委託料は2カ年間の契約とするため、また、ネットワーク接続機器保守業務委託料は来年度からの保守業務を追加するものでございます。

そのほか、基幹相談支援センター業務委託料など、計4事業について期間及び限度額を定めております。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

臨時財政対策債の発行可能額決定により限度額を増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

歳入の説明をさせていただきます。

予算書9ページをお願いいたします。

上段から、9款1項1目。地方特例交付金につきましては、国からの交付確定により6,693千円を、2項1目。子ども・子育て支援臨時交付金は、見込みにより5,663千円を増額補正するものでございます。

10款1項1目。地方交付税については、普通交付税の確定により84,946千円を増額補正いたしまして、1,464,946千円とするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

18款1項1目。財政調整基金繰入金につきましては、財源不足調整として予算計上しておりますが、平成30年度決算において繰越金が確定しましたので、140,236千円を減額するものです。

5目。公共施設整備基金繰入金については、現庁舎等の解体に係るアスベスト含有建材抽出・分析調査業務及び解体設計監理業務委託の財源として13,769千円を増額するものです。

19款1項1目。繰越金につきましては、平成30年度決算の確定により前年度繰越金を69,671千円増額補正いたしまして、169,671千円とするものでございます。

21款1項1目。総務債は、臨時財政対策債の発行可能額の決定により18,647千円増額するものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。

予算書13ページをお願いいたします。

2款1項4目。会計管理費です。会計一般管理費の賃金939千円を増額につきましては、職員の中途退職による臨時職員賃金7カ月分をお願いしております。

続いて、14ページをお願いいたします。

5目の財産管理費です。庁舎建設事業費13,769千円を増額につきましては、現庁舎等アスベスト含有建材抽出・分析調査業務、現庁舎等及び武徳館の解体設計監理業務に係る委託料の増額補正をお願いしております。

続いて、15ページをお願いいたします。

下段になります。13目。情報管理費4,163千円を増額につきましては、情報セキュリティ対策基準改定及び監査支援業務委託料を2カ年間の委託としたいため、来年度分1,452千円減額いたします。

18節。備品購入費につきましては、ネットワーク中継機器のメンテナンス部品の供給が終了するため更新が必要となり、5,615千円を増額補正をお願いするものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

17ページ下段、2款5項2目。基幹統計費です。国勢調査委託金の交付基準が示され、需用費から賃金に組み替えを行うものでございます。

以上で総務課関係の補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

第2表の債務負担行為補正の追加分の3行目の基幹相談支援センター業務委託料75,000千円につきましては、町内に新たに設置します障害者の基幹相談支援センターの業務委託料となります。期間は令和元年度より令和6年度となっておりますが、元年度は設立準備に伴うもので、財源は伴いません。

次に、4行目の高齢者あんしんコール事業委託料です。2,805千円につきましては、現在の委託期間が今年度で終了することに伴うものとなります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。

12款2項1目。民生費負担金です。1節の児童福祉費負担金40,652千円の減額につきましては、説明欄にありますように、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う保育所へ入所している3歳以上児の利用者負担金、10月から3月分の町内私立及び広域入所の私立分の減額をお願いするものです。

次の14款2項1目。民生費国庫補助金3,922千円の増額です。1節の社会福祉費国庫補助金は、地域生活支援事業費国庫補助金82千円の増額をお願いするものです。これにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴います就学前の障害児の発達支援サービスの無償化に係るシステム改修費の補助となり、補助率が2分の1となります。

次の3節。老人福祉費国庫補助金1,804千円の増額につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として、有料老人ホームに設置するスプリンクラー設備工事に伴うもので、補助率が10分の10となります。

次の10ページになります。

4節。児童福祉費国庫補助金2,036千円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴います子育てのための施設等利用給付交付金で、これは認可外保育施設に入所している児童等に給付する費用に対する国庫補助金で、補助率が2分の1となります。

次に、15款2項2目。民生費県補助金です。1,018千円の増額につきましては、5節の児童福祉費県補助金、これも幼児教育・保育の無償化に伴う、先ほどと同じく認可外保育施設に入所している児童等に給付する費用に対する県補助金で、補助率が4分の1となります。

次に、一番下になりますが、17款1項8目。民生費寄付金になります。500千円の増額につきましては、日東塗装株式会社からの寄附で、社会福祉協議会交付金へ充当するものとなります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の18ページをお願いします。

3款1項1目。社会福祉総務費、説明欄の中段になります。社会福祉協議会事務費、19節の負担金、補助及び交付金の500千円の増額につきましては、歳入でありました民生費寄付金500千円につきましては、寄附者の意向に沿い、社会福祉協議会へ福祉事業の財源として、



社会福祉協議会交付金の増額をお願いするものです。

次に、障害者福祉費、13節. 委託料242千円の増額につきましては、歳入で御説明申し上げました幼児教育・保育の無償化に伴う就学前の障害児に係る発達支援の無償化のシステム改修費及び障害者福祉管理システムサーバーの改修委託料となります。

次に、19ページをお願いします。

3款1項3目. 老人福祉費です。説明欄にあります包括的支援事業費1,159千円の減額につきましては、一般非常勤職員の育児休業に係る代替職員費用で、これまで雇用できなかった7月までの費用で、共済費及び賃金を不用額として減額するものです。

次に、20ページとなります。

説明欄です。地域支援事業費45千円の増額につきましては、保健福祉センターの空調機器の故障によりまして、貯筋体操の会場を変更することにより発生する会場使用料の増額をお願いするものです。

次の介護保険事業費1,804千円の増額につきましては、歳入でもありました地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示によるもので、有料老人ホーム「ケアビレッジよしつね」のスプリンクラー設置工事費となります。

次に、21ページをお願いします。

児童福祉総務費の説明欄になります。子育て支援事業費510千円の減額につきましては、1節. 報酬、4節. 共済費、7節. 賃金、9節. 旅費、これらにつきましては、一般職非常勤職員の管理栄養士が産休、育休に入ることに伴い、報酬額を減額し、代替としての臨時職員賃金を増額するものです。

また、これまで子育て支援事業で雇用していた一般職非常勤職員を児童虐待防止事業へ業務変更をし、子育て支援事業の後に臨時職員の雇用を行うものです。これにつきましては、児童虐待防止事業として雇用を予定しておりましたが、これまで雇用がなく、子育て支援事業からの業務変更を行うものです。

次に、3款2項2目. 児童措置費です。4,074千円の増額につきましては、備考欄にありますように、幼児教育・保育の無償化に伴う給付費で、3歳以上児で保育所や幼稚園、認定こども園等の認可施設に入所していない児童で無認可施設等の利用者に対する給付費を計上しております。

以上で福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

住民課長。

#### ○住民課長（坂本幸枝）

続きまして、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

10ページ中段をごらんください。

15款2項3目の衛生費県補助金175千円の増額は、福岡県麻しん風しん予防接種助成費補助金で35名分を計上しており、補助率は2分の1です。

次に、11ページをごらんください。

中ほどの20款4項2目. 雑入91千円の増額は、後期高齢者健診結果フォローアップ事業事務費交付金で、訪問予定者15名に対する単価補助となります。

続いて、歳出です。

16ページ下段をごらんください。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費865千円の増額ですが、内訳につきましては、説明欄をごらんください。

まず、最初の二重丸です。戸籍住民基本台帳費は、13節. 委託料の印鑑登録証明書等の旧氏記載に伴うシステム改修費が主なもので、報酬と賃金を加え、1,994千円の増額補正です。

その下の戸籍住民基本台帳担当職員人件費は1,939千円の減額補正ですが、17ページの上段の通知カード・個人番号カード関連事務費は810千円の増額補正となります。このうち時間外勤務手当と賃金の増額につきましては、個人番号カード関連に伴います事務処理件数増を見込んだものとなります。

次に、20ページをごらんください。

3款1項6目. 国民健康保険特別会計繰出金の増額補正は1,592千円で、主に職員給与費等繰出金です。

その下、8目. 後期高齢者医療費の93千円の増額補正は、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金でございます。

次に、22ページ中段をごらんください。

4款1項2目. 予防費は、福岡県麻しん風しん予防接種助成事業で350千円の増額補正となります。予防接種対象者ですが、麻しんは町内の児童福祉施設等に勤務する者、風しんは条件を満たし抗体価が低いと判断された者となります。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

産業振興課長。

#### ○産業振興課長（井上新五）

産業振興課関係の補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算について説明いたします。

予算書10ページ中段をお願いいたします。

15款2項4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費県補助金、畜産振興総合対策事業補助金460千円と下段の4節. 林業費県補助金2,399千円につきましては、事業補助金交付決定等によりそれぞれ増額の補正をお願いしております。

次に、歳出補正予算について説明をいたします。

予算書23ページ下段をお願いいたします。

5款1項4目. 畜産業費、19節. 負担金、補助及び交付金、博多和牛ブランド強化対策事業補助金460千円の増額につきましては、繁殖雌牛人工授精に係る補助金として10千円の46頭分を増額補正してございまして、県補助金100%の事業となります。

続きまして、5目. 農地費、28節. 繰出金、広川防災ダム特別会計繰出金につきましては、県が実施します広川防災ダム老朽化改修工事に伴い、工事用に拡幅されますバルブ室までの仮設道路部分について、今後、維持管理に必要なため、拡幅分の購入に係る用地購入費、測量登記委託分の費用が必要となりましたので、不足分の1,154千円を広川防災ダム管理特別会計に繰り出すものです。

続きまして、24ページ上段をお願いいたします。

5款2項2目。林業振興費、荒廃森林再生事業費、こちらにつきましては、補助金交付決定により、11節。需用費、13節。委託料、15節。工事請負費、18節。備品購入費、それと、職員の人件費として2節分の合計2,398千円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、29ページ中段をお願いいたします。

10款1項1目。農地農業用施設災害復旧費、15節。工事請負費、町単独災害復旧工事費につきましては、7月の豪雨により3カ所の応急復旧工事費用に係る補填分としまして1,500千円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

教育委員会関連の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10ページをごらんください。

14款2項4目。教育費国庫補助金4,848千円の増額は、10月から始まる幼児教育無償化給付国庫補助金4,200千円と地域子ども・子育て支援事業国庫補助金648千円の増額によるものです。

15款2項6目。教育費県補助金2,748千円の増額は、幼児教育無償化給付県補助金の2,100千円と地域子ども・子育て支援事業県補助金648千円の増額によるものです。

次に、歳出を説明いたします。

27ページ中段をごらんください。

人件費以外の項目について御説明いたします。

9款1項2目。事務局費の幼児教育無償化給付事業の3,771千円の増額は、10月からの幼児教育無償化給付事業の開始により、負担金、補助及び交付金から扶助費への組み替えを行い、あわせて増額をお願いするものでございます。

9款1項3目。義務教育振興費の1,470千円の減額は、スクールソーシャルワーカーの育児休業等による9月以降の報酬及び費用弁償の減額をお願いするものでございます。

次に、28ページをごらんください。

9款3項1目。学校管理費につきましては、広川中学校の高圧受電設備の修繕を行うため、工事請負費より778千円の組み替えをお願いするものでございます。

以上で教育委員会事務局の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

協働推進課関係の補正予算について説明いたします。

予算書の15ページをお願いいたします。15ページ中段となります。

協働推進課分は、説明欄の国際理解教育事業となります。

2款1項6目。企画費です。9節。旅費412千円の減額は、一般職非常勤職員が平成30年度に退職し、新しく一般職非常勤職員を新規採用したことに伴い、費用弁償を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第42号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 議案第43号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第43号 令和元年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第43号 令和元年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に71,415千円を追加し、予算総額を2,518,013千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 他会計繰入金は一般会計繰入金1,592千円、11款1項. 繰越金は平成30年度の決算確定に伴いまして69,823千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は国民健康保険担当職員人件費1,590千円、6款2項. 特定健康診査等事業費は一般職非常勤職員報酬から臨時職員賃金への組み替えなど2千円をそれぞれ増額計上しております。

7款1項. 基金積立金は国民健康保険財政調整基金積立金を50,100千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は償還金19,724千円をそれぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を1千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第43号 令和元年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第44号

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第44号 令和元年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第44号 令和元年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に4,542千円を追加し、予算総額を282,123千円とするものです。

2ページをお願いします。

4款1項. 一般会計繰入金は事務費繰入金93千円、5款1項. 繰越金は平成30年度の決算確定に伴いまして4,449千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、1款1項. 総務管理費は臨時職員賃金93千円、2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金は4,450千円をそれぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を1千円減額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第44号 令和元年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第45号

○議長（野村泰也）

日程第24. 議案第45号 令和元年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第45号 令和元年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から5千円を減額し、予算総額を1,397千円とするものです。

2ページをお願いします。

平成30年度決算確定に伴い、4款1項.繰越金を5千円減額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、人事異動等による職員人件費の補正として1款1項.総務管理費を37千円減額計上し、10款1項.予備費を32千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第45号 令和元年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第46号

##### ○議長（野村泰也）

日程第25. 議案第46号 令和元年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

議案第46号 令和元年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に3,420千円を追加し、予算総額を24,592千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

4款1項. 一般会計繰入金は1,154千円、5款1項. 繰越金は平成30年度の決算確定に伴いまして2,266千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項. 総務管理費に測量登記委託料及び県営防災ダム事業用地購入費など3,420千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようどうぞよろしく願いいたします。

##### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第46号 令和元年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時59分 再開

##### ○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第26 議案第47号

### ○議長（野村泰也）

日程第26. 議案第47号 令和元年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第47号 令和元年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を1,794千円増額、収益的支出を3,045千円減額し、また、資本的収入を240千円減額、資本的支出を550千円増額し、予算総額434,719千円とするものであります。

資本的収支では115,821千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

### ○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第47号 令和元年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正予算についてでございますが、まず、収入の1款1項1目。給水収益2,130千円につきましては、消費税の増額に伴うものでございます。

2目。他会計補助金の336千円の減額は、一般会計から児童手当分の減額でございます。

続きまして、支出でございますが、総係費3,045千円の減額につきましては、人件費の減額によるものです。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款3項1目。他会計補助金240千円は、一般会計からの児童手当分の減額です。

支出、1款1項5目。総係費550千円の増額につきましては、人件費の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。



これから議案第47号 令和元年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27 議案第48号

○議長（野村泰也）

日程第27. 議案第48号 令和元年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第48号 令和元年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を2,624千円、収益的支出を2,352千円増額し、また、資本的収入を120千円減額、資本的支出を1,355千円増額し、予算総額716,163千円とするものであります。

資本的収支では93,850千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第48号 令和元年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出の補正予算について御説明いたします。

収入の1款1項1目. 下水道使用料797千円につきましては、消費税増税による増額でございます。

2目. 他会計補助金1,827千円の増額は、一般会計からの人件費分の増額でございます。

支出、1款1項1目. 管渠費2,000千円は、国県事業等に伴う工事費の増額をお願いするものでございます。

3目. 総係費352千円の増額につきましては、人件費の増額によるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款6項1目. 他会計補助金120千円は、一般会計からの児童手当分の減額でございます。

支出の部で、1款1項3目. 総係費1,355千円の増額は、人件費の増額によるものでござ

います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第48号 令和元年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時7分 散会